

令和6年度第3回世田谷区立図書館運営協議会

日 時：令和7年1月29日（水）午後6時30分～午後8時36分

場 所：教育会館3階大会議室「ぎんが」

出席者：委員（13名）

【学識経験者】糸賀委員（会長）、西村委員（副会長）、石原委員

【公募区民】高良委員、三浦委員、宮岸委員、吉田委員

【社会教育関係者】佐藤委員

【教育機関関係者】豊泉委員

【図書館活動団体関係者】稲葉委員、結城委員

【図書館関連事業関係者】中垣委員

【世田谷区立小中学校長】金子委員

事務局（2名）

中央図書館（4名）

・調整係長、図書館運営係長、図書館事業推進担当係長（2名）

次 第：

- 1 第3次世田谷区立図書館ビジョン行動計画に掲げる取組み内容の確認・意見について
（基本方針4～6）
- 2 その他（事務連絡）

午後 6 時30分開会

○会長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、令和 6 年度第 3 回の世田谷区立図書館運営協議会を開催いたします。

本日は全ての委員が御出席ということで、13名の出席状況になりました。

本協議会の会議は公開でして、速記者の方が入っております。会議録としては、資料を含めて、後日ホームページで公開されます。

本日も傍聴の方が入っております。何名の方が手続されたのか、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 本日は 4 名の方が、傍聴されております。

○会長 ということで、傍聴の方が既にいらしております。

それでは早速、今日も議事がいろいろとございますので、これに沿って会議を進めさせていただきます。

議事によりますと、今日は最初に第 3 次世田谷区立図書館ビジョン行動計画に掲げる取組内容の確認と意見を頂戴するということになっております。前回、第 2 回の会議、10月に開催されましたが、そのときには基本方針の 1 から 3 を取り上げまして、今回はその続きということで、基本方針の 4 から 6 を取り上げることとなります。基本方針ごとに 3 つに分けて確認してまいります。実は前回、基本方針の 1 から 3 を取り上げまして、そのときの基本方針の 2、これは今日、お手元の資料で一覧表があったかと思えます。

本日の資料 1 ですね、このところどころ黄色くマーカーで書かれたものですが、前回取り上げた 1、2、3 が表側で、裏側に今日取り上げる 4、5、6 となっております。

ただ、ちょっと前回、基本方針 2 の子どもの健やかな成長を支える図書館の(4)学校図書館との連携、役割分担の明確化を取り上げました。ところがそのとき、世田谷区の学校を代表する委員がこの会議に入っていらっしゃいますが、所用で御欠席でした。

そこで、ここだけちょっと、学校図書館との連携、役割分担の明確化がこの施策の方向性ですので、まさに委員にとってはど真ん中のテーマなのですね。そのときにも、たしか別の委員から、調べ学習で区立図書館の資料を取り寄せる手続が大変煩雑だという御指摘がございました。それに対して事務局からも、少しは善処するというのですか、改善するような方向性が示されたのですが、委員いかがですかね、学校及び学校図書館の立場か

ら、基本方針2の学校図書館との連携、役割分担の明確化というところで、基本方針の特に2の部分で何か御発言があれば、やはりこれはちょっと学校図書館との関係ですので、補足をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員　そうですね、学校での図書の課題というのでしょうか、そこを少しお話しさせていただくと、よく今月は何冊読んだとか、キャンペーンをやったりするんですね。そうすると、一見冊数は「ああ、結構読んでいるね」ということがあるのですが、学校によっていろいろあるでしょうけれども、割と聞くことが、読む子は読む、読まない子は、まあ、1冊、2冊は読んだ感じにはなっているけれどもということ、トータルは読んでいるのだけれどもということと、読んでいる子も、ちょっと幅が狭かったり、まあ、読書だから、別に狭くてもいいんですが、ふだん手に取らないようなものも手に取って「あっ、面白いな」と広げられるといいねということは、小学校などの我々の研究会でも、とても話題になって、そんな授業を仕掛けていたりしているんです。

そんなときに学校図書館と図書館とということと言うと、一つ大きいことは、ここにも書いてありますが、学級文庫の団体貸出し、私はこれはとても大きいなど。

ただ、結構それを選ぶのが、かなり負担感はあるんですね。というのも平日、平日と言うのでしょうか、昼間来て、何十冊というか、もっとか、選ばなければいけないので、働き方等もありますので、なかなか、じっくり教員が選べなかつたりします。

委託の図書司書さんなどに協力してもらったり、あるいはPTAに協力してもらったりして選んでいるのですが、PTAだとなかなか分からないとか、これは本校でもあったのですが、係が決まるのが4月なんですよね。新学期になって、クラスが決まって、PTAの担当が決まると、もうすぐ来るので、今は働いている方が多いですから、なかなかその調整がつかないということで、本校は2年そのまま借りてしまおう、中でローテーションをしようみたいになんてちょっと工夫をしたところではあります。

そんなところでは、学級文庫の団体貸出しはとても重要なのですが、なかなかそれをじっくりというのでしょうか、吟味してというところが、もっとできるといいなということが、学校としては、その連携の部分で言うと、すごく大きいですね。

その学級文庫を、例えば給食が早く終わったら読んでいるとか、そのような使い方をしたりということは多くの学校でやられていると思いますが、そんなところでは、とても、何かもっと充実できるといいかなということが1つあります。

あと、役割ということと言うと、読み聞かせなどで出張おはなし会は本校も来てもらっていますが、それもととてもよいのですが、何か授業の中で、うちの学校などは仕掛けていきたい、それのお手伝いとかも、例えばこんなゲーム化をすると、子どもたちがいろいろなもの、本を手にとれるよみたいな、そんな情報なども、我々の研究会でも、アニメーションとか、ブックラリーとか、いろいろやることはやるのですが、そんなには、何というのでしょうか、研究も進んでいないのかなと思いますので、何か開発していただけたらヒントをいただけると、さらによいのかななどというところではあります。おはなし会は、引き続きやっていただけると本当にいいなと思います。

また、新聞の利用なども、ちょっとそこまで学校でなかなか、N I Eとかをやっている中学校などにはありますが、小学生新聞などもちょっと話題になると、本当はうれしいなと。学校でやり切れない部分もありますので、そんなこともよいのではないかなどとはちょっと思ったところでもあります。以上です。

○会長 ありがとうございます。基本方針2なんです。つまり学校としてどういうことを要望するかと言うよりも、このビジョンの中の基本方針2に関して、これからこの協議会で検討していくわけなんです。したがって、この基本方針2の中で、どのような取組を学校側が求めているかなんです。

例えば、基本方針2を見ると、調べ学習のための支援貸出しを行っているということが実績で出てくるのですが、前回の議論の中でも、別の委員からは、調べ学習のための支援貸出しの手続が極めて煩雑であるというような指摘があったわけですね。

それから、この調べ学習の支援貸出しの実績が基本方針2に出てくるのですが、令和元年度から令和5年度にかけての数字を見ると、徐々に減ってきている。特に令和元年度あたりから見ると、3分の2ぐらいに減ってしまっているのですね。そういう意味で、支援貸出しについて、このビジョンの中でどういう扱いをしていくべきかがこの協議会での論点になったわけです。

次回、第4回のときにも、この基本方針2について、全体を今度見直しして、この協議会での意見がどのように反映されたかを確認しますので、この基本方針2の内容に関して、お気づきの点があれば、次回御発言いただければと思います。

委員よろしいでしょうか。会議の趣旨としては、あくまでビジョンについて検討していくというのがこの場になります。

○委員 はい。デジタルコンテンツ等はそのとおりだなということは、もちろんありますし、区のほうも、我々とやり取りしながら、今、広げてもらっているのです、それは大変ありがたいな、進めてほしいなと思っています。

○会長 ありがとうございます。委員、何かありますか。

○委員 数年前までですが、司書教諭の科目を何科目か担当しておりました。その立場から、学校図書館についてちょっと。

前回、この基本方針2についてお話ししたときに、やり方、学校図書館の、区立図書館のサービスをどのように利用するのかということについて、どのように周知しているのかというお話になったかと思います。そのときに、校長会を通してというお話になったと思います。私はそれを聞いておまして、校長先生はお忙しいので、いろいろなことの中の一つの学校図書館について、そんなに集中的にいろいろなことを学校に持ち帰ることは難しいのかなと思いました。

それで、世田谷区の学校図書館についてどのような状況なのか、委員に少し調べていただきました。司書教諭は、小中の学校図書館には配置されているはずですが、学校図書館法に決められておりますので。

それから学校司書、具体的に図書館の業務を行う方たちがどのような状況かについて調べていただいたところ、世田谷区立の小中については全校に配置されている。ただし委託だということが分かりました。

直接雇用でしたら、区の職員ということで、ダイレクトにいろいろなことをお伝えすることもできると思うのですが、委託ということだと、直接お話しすることはどんなものかなということがありまして、私は具体的にどんなことになっているのかよく分からないのですが、その方たちに直接、学校図書館にこんなことができますなどというようなことをお話しすることは難しいのかなと思いました。以上です。

○会長 分かりました。まあ、学校司書の業務委託の問題は、ちょっと別の話で、それはそれで、どういうところに委託するかの検討はされているのですね。

今日、委員にあえて発言を求めたのは、基本方針2の4番目が取組項目として、学校及

び学校図書館等への資料・情報の提供・支援なのですね。これにまつわることで補足があればというようになるつもりで伺いました。

議事としては、今日は基本方針4以降になりますので、繰り返しになりますが、この2番の議題を見ても分かる通り、第3次世田谷区立図書館ビジョン行動計画に掲げる取組内容の確認ということになりますので、それに沿った提案とか意見とか、場合によっては修正を求めるとかというようなことで発言をお願いしたいと思います。

議事を本来の1番に戻したいと思います。今回は基本方針4から6の3つを今日取り上げるということになります。

基本方針の4、それぞれの特性等に対応した、多様な人々を包摂する図書館についての説明をお願いいたします。

○事務局 今回の説明に入る前に、手短に紹介させてください。本日、中央図書館長が欠席ですので、中央図書館の係長にも座っていただいています。

(紹介省略)

御説明の後に率直な御意見をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

また、説明に入る前に、前回御欠席の委員もいらっしゃいましたので、先ほど会長からお話がありました資料1に図書館ビジョンの取組項目を基本方針ごとに記載してございます。第1回協議会のときに御意見をいただいたものを踏まえて、こちらのほうでセレクトしたものになってございます。

なお、基本方針5の取組項目について、図書館サービスを利用するためのアプリの検討の項目が前回の資料ではここに記載していなかったのですが、来年度に検討するに際して、ぜひ皆様の御意見を伺いたいということで、今回追加をしております。申し訳ございません。

そうしましたら時間もありますので、それでは資料2の1ページから6ページを御覧ください。本日は基本方針4ということで、まず進めます。

なお、本日いただいた御意見などは確認・意見シート、資料2の2ページ、裏面に、運営協議会からの意見・提案の欄に記載し、取組の方向性案を作成の上、次回、4回の3月26日の協議会でお示しして、御意見をいただく予定でございます。

では、資料2の1ページ目、基本方針4になります。施策の方向性(1)様々な特性等に対応した資料とサービスの充実、取組項目としては②バリアフリー資料の充実及び読書支

援機器の充実と。行動計画としては、バリアフリー資料等の充実についての記載と、「サピエ」等の活用ということで記載しております。

2 ページに移って、電子書籍の充実も記載してございます。また、基本事業 4 は取組項目の④様々な特性等のある方も利用しやすい図書館へ、こちらの行動計画については、筆談体制やサービス案内、サイン表示の改善などを掲げております。

具体的には 3 ページ目でございます。参考資料として、まずはバリアフリー資料のほうの「サピエ」等の取組について現状をお伝えします。バリアフリー資料のタイトル数などは表に書いてあるとおりでございます。

図書館の音訳・点訳ボランティアとの協働により、令和 6 年度は音訳図書等、点訳図書等を新規製作予定であると。また、世田谷区保健センターの点訳ボランティアと連携して、点字つき絵本を新規製作予定です。また、i P a d を各館に配備して、音訳図書等を利用するためのアプリを導入していると。また、拡大読書器について中央図書館で導入し、活用されているという状況です。

また「サピエ」に関しては下に米印で少し説明を入れております。点字、デージーデータなどを提供するネットワークということで、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営しているというものでございます。

こちらの「サピエ」の活用については、令和 5 年度は個人利用の代行登録を行い、108 タイトルの録音資料をダウンロードして提供したという状況でございます。

また、3 ページの一番下、令和 6 年 9 月から、図書館が製作したデージー図書や点字データについて、国立国会図書館への提供を開始し、12 月からは国会図書館所蔵の視覚障害者等用資料の全文テキストデータも新たに利用が可能になったという状況でございます。

4 ページに移ります。電子書籍については、令和 6 年 3 月 31 日現在 1 万 4000 余りのタイトルを提供し、読み上げ機能がある電子書籍はその 75.4% という状況です。

図書館ホームページでは、トップページからバリアフリーサービスのページに移動できる仕様にし、リードスピーカーを導入して、使いやすくなったという状況です。

課題に関してですが、バリアフリー資料に関しては、資料の充実とともに、拡大読書器など機器の充実を図る必要があると。また、i P a d のアプリ等の活用事例や、新たなアプリを導入する必要があるかなど、把握していく必要がある。

「サピエ」に関しては、データ送信等の取組については、職員のレファレンス技術を高めて案内を適切に行っていく必要がある。

また、読み上げ機能やテキストに対応した電子書籍については、タイトルが限定されるため、印刷された図書を読み上げる機器の導入を検討する必要があります。

今後の方向性については、拡大読書器など順次配備を進めていき、また iPad についても、使いやすいかなどを検証し、改善を図っていく。

「サピエ」に関しては、国立国会図書館の活用方法など、職員のレファレンス技術の研修等を実施し、利用者の支援を行っていくようにしていく。

また、読み上げテキストに関しては、読み上げ機能に対応した電子書籍の充実を図っていくとともに、課題にもあった、印刷された図書の読み上げ機器の導入を検討していくということでございます。

続いて5ページはハードのほうの取組で、様々な特性等のある方も利用しやすい図書館へということで、現状、筆談体制等の整備については、全ての図書館のカウンターに常備している。

また、サービス案内については、「障害者サービスのご案内」に音声コードをつけたり、点字版・音声デジター版などを作製して各館に配備していると。ホームページでは、ダウンロードできるような環境にしてあり、大きな字で、パンフレットなどに振り仮名をつける、分かりやすく作成し、ホームページでも詳しく記載しています。

保健センター主催の「見えにくくなった方の相談会」に図書館のほうで参加して、サービスの案内、資料の展示などの説明を行った。

サイン表示の改善について、コミュニケーション特性のある方や、日本語以外を使う方など、ピクトグラムや簡単な英語が併記されたコミュニケーションボードを試行したと。

課題に関しては、筆談体制等については、外見では判断が難しく、戸惑うケースが見られると。また、サービス案内については、相談会等での案内を含めて広い視点で整理する必要がある。

サインの表示改善については、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、定期的に改修整備を図ることが必要だと。

今後の方向性については、筆談体制については、職員のほうが理解を深めるための研修を実施していく。

また6ページで、サービス案内については、やさしい日本語、バリアフリー対応などを検証し、改善を図っていく。また、イベントや相談会などで、図書館を使ったことがないような方なども想定して内容を検討していく。

サイン表示の改善については、しっかりバリアフリーに対応した改善をするとともに、点字サインをつけられないか検討していくということでございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの基本方針4について皆さんから御意見を頂戴したいと存じます。

あらかじめ申し上げておきますが、この中でも、今、特に視覚障害の方に対する電子書籍の話も一部出てくるのですが、電子書籍を正面から取り上げるのがその次の基本方針5になりますので、そこらあたり、今回、基本方針4では、それぞれの特性等に対応した、多様な人々を包摂する図書館という基本方針に沿って、今後5年間、令和6年度を含めまして令和10年度までにこういう方向で区立図書館を運営していく、ここらあたりのビジョンについての御意見を賜るということになります。いかがでしょうか、この基本方針4について、どこからでも結構です。

○委員 3つほどあるのですが、1つは、デジタル機器をうまく使いこなせない方を支援しとありますが、電子書籍とか高齢者の方、読むのがちょっと困難という方には便利だと思のですが、そういう方が実際に利用しているのか、また、それに向けて何か利用の説明とか講習のようなことを実施したことがあるのか、今後やる予定があるのかということが1つ。

あと、拡大読書器とかマルチメディアデイジーとか、ちょっと見てみると、中央図書館にはあるけれども、ほかの図書館にはない。ほかの図書館で必要としている人は、今どうしているのかなということ。

それで実際に足りているのかなと。今後それを増やしていくと書いてあるのですが、将来的には全部の図書館に設置するということなのではないかということが2点目。

あと、最後のほうに高齢者に関する理解を深めるための研修と書いてあるのですが、後ろのほうにもいろいろな研修をやっていますとありますが、先日ちょっと放送大学の認知症についての講座を見ていましたら、地域の認知症の方への地域共生の役割として図書館が取り上げられていまして、そういう方、認知症の方がどれだけ利用されているのかはちょっと分からないのですが、そういう方向への研修などはやったことがあるのか、やる予定があるのかをお聞きしたいです。

○会長 できれば、この基本方針のどこの箇所についてお尋ねなのかを言っていただくと、事務方も答えやすいのだろうとは思いますが、今3点ありましたね。これが今後5年間の計画の中でどのように、今言われたようなことが取り組まれるのかあたりがポイントですね。いかがでしょうか、今後のこのビジョンの中での位置づけということになります。

○事務局 まず、お答えしやすいところでいきますと、拡大読書器、デイジー等の読み上げ機については、御指摘のとおり、拡大読書器ですと2館だけ、デイジー関係の機器も限られたところになっておりますが、現在、拡大読書器は液晶の読みやすい、使いやすいものが中央図書館に入りました。また、利用頻度も高いということで、また年度計画を立てながら、少しずつ増やして行って、図書館全館に配置したいとは考えております。

デイジー図書の読み取り機の件については、来年度中には全館に配置できるように、準備を進めているところでございます。

それから、高齢者の認知症の方への研修ということですが、実は認知症対策については、まちづくりセンターでも取り組んでおりまして、中央図書館の関係でいくと、上町まちづくりセンターで認知症の研修会に図書館としても参加して、皆さんと情報交換する機会になっています。

ですので、御指摘のとおり認知症サポーター養成講座なども今後図書館が実施する研修の中で出来ればと考えておりますので、進められればと思っております。

それから、デジタル機器でいきますと、現在のところ実際にそういうものを、レファレンスの中でデジタルの操作をする機会は中々ないのですが、現在iPadを各図書館に設置しておりますので、利用について質問があれば、レファレンスの一環として、そのホームページの利用方法なども御説明できる体制は取っております。

先ほどの研修の機会のところでも触れていただいておりますが、やはり職員がまずはインターネットなどの操作技能を身につけるようにということで、研修なども実施していきたいと思っております。

○会長 委員よろしいですか。最初に委員が言われた、そういう設備を使う方々への説明とか、こういう機器が用意されていて、こういうときに便利だというようなPR、通知は十分なされているのでしょうか。それがこのビジョンの中の何年度のこの項目で、それが

該当するのだというようなことがあると、もう少し我々も理解しやすいのです。この1ページにバリアフリー資料等の充実の中で、今、委員が御指摘のような点は含まれているのでしょうか。

○事務局 バリアフリー資料等の充実の中の、図書館内バリアフリー書架や関連展示の検討、実施の中で、そういうものも紹介できればと。

○会長 ぜひ取り組んでください。

そういうことのように、よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 この基本方針4に関して、ほかはいかがでしょうか。

○委員 私が気になったことは、3ページ、バリアフリー資料の取組の現状のタイトル数のところで、ちょっとこれは疑問に思ったのですが、まずは、これは世田谷区で点字本をつくっているということなのですか。

○事務局 購入しているものも、作製しているものももちろんございます。

○委員 この「サピエ」との関連で日本点字図書館がある、そこの相互の貸出しは行われているのか、いないのかということがまず1点。

○事務局 データでやり取りということは行っております。

○委員 では、これで変な話、重複するとか、かぶったりとかいう、何か資料としての在り方ということですが……。

○事務局 「サピエ」図書館のほうで、まず事前にこういうものをつくりますということに登録するので、かぶるということはずなないです。もうつくる前に、手を挙げたところ

からつくってくださいと、そこから調整していますので大丈夫です。

○委員 そうすると、その最後のほうに書いてあった国会図書館に、この世田谷区のものに行くわけで、結局それは、でも、日本点字図書館と、またお互いに、共有という言い方も変ですが、データとしては共有して、また使うことがそれでできるというスタイルになるのですか。

○事務局 そうです。「サピエ」図書館と国会図書館はそもそも連携していますので、データはそちらでやり取りしていますので大丈夫です。

○会長 今は、例えば点字でもそうですが、何万タイトルですか、かなりの数ですよ。それを全国の図書館が利用できるようになっているわけですよ。データだけはそれぞれの図書館や視覚障害の方に送られるんですよ、点字化されたデータだけでいいわけですから。たしか20万とか30万ぐらいの、もっとかな、全部のデータの数、タイトル数、「サピエ」でいかがですか。

○事務局 「サピエ」で30万と聞いております。

○会長 だから、それぐらいのタイトルが、もう既に全国で視覚障害の方が利用できるようになっているんですよ。以前は個々の図書館がボランティアで入力していたのですが、結局データはどこで入力しても同じことですから、それを共有する仕組みがもう出来上がっているということですね。

○委員 あと、やはり私が気になったことも、もう第3次ビジョンが始まって1年たつのですが、私はこの内容がすごく大人に向けてのアプローチのように思えて、さっきの学校の中の話になるのですが、いわゆるそういう特殊学級というかの方たちや、多分世田谷だったと思いますが、久我山のほうにあるもう少し重度の方の、いわゆる子ども向けとかのアプローチがどうだったのかが私はすごく気になり、なるべくそういう漏れのないような形で、どういう対応というか施策を今までされてきたのかがすごく気になり、そういう部分でも、ちょっと小学校にかかわっているの、どうしても学校になってしまうのです

が、公立の小中での使い方、連絡、むしろ学校の中にも入れた方がよいのではないかと
思われる場合もあるので、そこも含めて施策というか、実施をしていただけると、私はいいな
と思ったので、そちらもお考えいただければと思います。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 関連したところでいきますと、一昨年ですか、世田谷区の公立小学校には目の
教室というのがございまして、実はそのお話が来るまで、団体貸出しサービスはやって
いたのですが、それは一般の団体向けのもので、ちょっと利用勝手がよくないところがあり
ました。例えば録音朗読CDやデージー図書などは対象になっていなかったのですが、担
当職員のほうで、目の教室の先生とやり取りする中で、やはり朗読CDとか、あとデイジ
ーとかも対象にしていきたいということで、団体貸出しサービスそのものを見直して、そ
ういう利用勝手のよいものに、今、第一歩ですが始めていて、目の教室のほうではそうい
うものを教材として使っていただいて、生徒の皆さんに提供していますので、おっしゃ
るように、そういう取組がさらに、いろいろなところに広がっていくように、今は努めてい
るところです。

○会長 ありがとうございます。今、委員から指摘されたような点が、この1ページ目の
行動計画ですね。令和6年から令和10年度まで、そこにもう少し具体的に書いてある
と、皆さんも安心できるのではないかとはいえますね。

ここは割と、何というんですか、令和6年から8年までほとんど同じような字句が並ん
でいるだけで、どういう進展があるのかがちょっと見えにくいのですね。だから、今お二
方からも御指摘があったような点がもう少し具体的に盛り込まれたほうが私も分かりやす
いように感じました。

この基本方針4に関して、ほかはいかがでしょう。

○委員 2ページの取組項目④の枠の中の最後に、図書館に来るまでの道のりもバリアフ
リーとなるように関係の施設に協力を依頼しますとあって、すごく大きく出たなという印
象があるのですが、具体的にどういうことをイメージしているのかお伺いしたいです。

あとは取組項目の、④様々な特性等のある方も利用しやすい図書館への中で、サービス

の案内を、具体的にサービスを受ける人だけに対してなのかなと思って、そういう方々が情報を自分から入手するというよりは、ほかの人から「こういうことをやっているんだって」みたいな感じの口コミで行くことが多いかなと思うと、一般という言い方はおかしいですが、そのサービスの対象ではない人への周知をどのように考えているのかをお伺いしたいです。

○会長 以上大きく分けて2点、いかがでしょうか。

○事務局 まず障害のある方以外にも、その支援者などにもサービス内容が分かるように、例えば「障害者サービスのご案内」等についても、そういう支援者の皆さん——先日、視覚障害者協会にもちょっと御挨拶に行ったのですが、やはりそこにはいろいろな支援者の方もいらっしゃいますので、そういう方を通じて、利用をまず知っていただいて、図書館に御案内いただくということもできればとは考えております。

また、実際にそういう方とお話をすると、ガイドヘルパーの方とか、そういうお話も出てきますので、まずそういう方に図書館のものを知っていただくような御案内は必要かとは思っておりますので、「ご案内」等を作成する際には、そういうところにも配布して周知できればとは思っております。

○会長 最初に御指摘の、途中の道のりもバリアフリーということは、確かに結構大変だと思いますが、これはどうなんですか。

○事務局 本日館長が不在ですのでなかなかお答えできないと思うのですが、今後、中央図書館の施設についても、音声で呼び込むような施設をつくってまいりますので、そういうものをまず、図書館まで来れば、そこから御案内できるような音声の誘導装置とか、受付の者もそういう意識を持って御案内するというのも大切かなとは思っております。

あと、まちづくりの関係でいくと、そういう点字などの整備も働きかけていく必要があるのかとは思っております。すみません、なかなか具体的な……。

○会長 いや、確かにここに図書館に来るまでの道のりもバリアフリーだと書いてありますから、これは図書館だけで本当に何とかなればよいと思いますが、これはぜひね、そう

いうことをこの協議会できちんと毎年チェックしていく必要があるわけですよ。このように取組項目として書いている以上、それは有言実行だと思うんです。いかがですか。

○事務局 すみません、今ちょうど梅丘図書館を改築して新しく建てようとしているのですが、そこは図書館に来るまでの道の点字ブロックの敷設をしっかりと、まちの方とも調整しながらやらせていただいています、そういう方もバリアフリーで来られて、先ほど説明があったように、図書館まで来れば、その後、案内の受付まで点字ブロックを敷いておいて、そこで受付の案内の者が「こちらですよ」というようなことで案内できるような体制を取りたいと考えております。

○会長 ぜひそれを実現の方向で御尽力いただきたいと思います。委員、よろしいですか。

○委員 ちょうど私、職場から歩いて、今日、ここまで来たときに、めっちゃ歩道が狭いと思って、ここは車椅子が通れないと思いながら来たので、何かちょうどタイムリーだったのでお伺いしました。

あとは、サービスの案内に関しては、介助する方とかはもちろんだと思うのですが、今サービスの対象者ではない人たちも、いつかは対象者になるかもしれないと思うと、案内を限定する必要はないのではないかと思います。以上です。

○会長 今、最後に触れられた点はいかがですか。いずれ誰でもがそういう介助や介護が必要になってくるわけですが。

○事務局 今行っているところでは、保健センターで「見えにくくなった方の相談会」を地域ごとにやっています。そこにいらっしゃる方は必ずしも障害があるということではなくて、目に不安のある方に声をかけて、集まっていただいて、いろいろな福祉関係の制度を説明する機会があるのですが、そちらにも図書館で参加して、障害まではいかなくても、見えにくかった場合は、例えば大活字本のようなものもありますとか、そういう使いやすい図書館の内容を御紹介するような機会に参加しております。

○会長 ということは、そのようにいろいろ図書館側で努力、工夫をしているということ、障害を持った方だけではなくて、そういう方たちと接触する方、コミュニケーションを取られる方たちに知らせておかないと、「そういうときは、では図書館が使えますよ」ということを、多分そういう利用者に声をかけられる周囲の方が、「だったら図書館を使うといろいろなことが分かりますよ」、あるいは「こういうときには図書館が対応してくれますよ」ということをちゃんと知らせてあげる必要がありますよね。

だから、社会福祉事務所だとか、そういう介護施設の担当者などにも、その辺を周知徹底というか、PRをしていく必要があるように感じました。そこらあたりがこの行動計画なりにちゃんと盛り込まれていると、実現の可能性が高まるように思います。ぜひ次回、御検討いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

○委員 息子の通っている小学校の特別支援学級の保護者の方に意見をお伺いしたところ、2つ意見を頂きました。

1つは、狭い図書館だと車椅子の利用が難しいところが多いということでお困りのようです。もう1つは、全ての図書館に小上がりのスペースがあるとうれしいという意見です。障害者でなくとも、赤ちゃん連れには、小上がりスペースがあると図書館を利用しやすいと思います。赤ちゃんをずっと抱っこしたままだと親は辛いし、赤ちゃんも窮屈で泣き出す場合があります。土足のところをはいはいさせるのは衛生的に不安です。障害者の方からも、全ての図書館に小上がりスペースがあると非常にうれしいという意見が出ましたので、お伝えします。以上です。

○会長 ありがとうございます。今の点、いかがですか。

○事務局 おはなしの部屋が図書館にありますので、そちらのほうは小上がりのものが使えると思います。

○委員 おはなし会をちょっと聞いたことがあるので、利用したことがあるのですが、私が行ったところは、千歳烏山の粕谷図書館でしたか、あそこをちょっと見学に行きましたら、そういう靴を脱いでくつろげるスペースみたいなところはございました。

ほかの図書館は、ちょっと全部チェックしていないのですが、梅丘とか、今度新しくできるところとか……。

○事務局 粕谷は畳敷きのものがありますので、そういうところも障害者の方が使いやすいように配慮が必要なのかなということは、ちょっと今感じたところです。

○委員 そうですね。あとは、松沢小の目の前の松沢図書室とかは大変狭くて、もう閲覧席もほとんどないような感じなので、多分スペース的には難しいと思うのですが、なかなかその建物の状況にはよると思うのですが……。

○事務局 また施設計画の際に参考にするように働きかけてまいります。

○委員 ぜひ新しい梅丘図書館には、あると利用される方も多いかと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ほかにもう一方ぐらいこの基本方針4に関して。では、手短にどうぞ。

○委員 視力に障害をお持ちだったり、目の力が弱まってきたときに、それを解決する方法は、拡大するか、音声でサポートを得なくてはならないということが考えられると思うのですが、その方策として挙げられておりますが、特に読み上げ機器とか言語化する機器を利用する周辺、その機器を導入するということは、それを利用するスペースも図書館内になくっては、具体的にそれを利用してレファレンスしたり、どういうものかを利用者の人が確認できないと思うのですね。その辺はどのようになっていて、それも目標を持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○会長 では委員、どうぞ続けて、まとめて事務局から答えてまいります。

○委員 最初は、すこし、どうかなと思う箇所がありまして、1ページ目の基本方針4の施策の方向性(1)様々な特性等に対応した資料とサービスの充実の中に「それぞれの見え

方」から3行ありますよね。これと全く同じものが、次の②に出てくる、コピペしてあるんですよ。これはやめてほしいんです。全然情報が、せつかく3行あるのだから、もっと書けるのに、無駄なスペースになっているので、次回からこういう形はやめてもらいたいと、これは単にそういう点だけです。

それからもう一つ、今度、実は私が働いている会社に聴覚障害の方が働いていまして、私の割と近くに一緒にいらっしゃって、最初にその人が来たときは、とても職員のほうが戸惑うので、もし図書館に聴覚障害の方が働いているならば、その人を巻き込んで、どうすればよいか聞いたほうがよいと思うんです。

普通の方は、なかなか、ちょっと最初は対応が慣れないので、例えば先ほどカウンターへ行ってきましたが、聴覚障害の方は、どのカウンターのどこの場所に行けばよいか書いていないですよ。そうすると、見栄えでは分からないので、そうすると、まるで聞こえているかのように声をかけられても分からないということで、かなりストレスがたまるんです。だから、スムーズに相談窓口へ行って、筆記用具も普通のペンと紙ではなくて、ボードで、何回も消せて書くやつがありますよね。あれの割と大きめのを準備しておくとか、きめ細かい配慮が必要なので、それをこの研修とか教育で、その団体等があると思うので、やってもらえればなと思います。

図書館に来たのですから、探したいか、借りたいか、大体決まっていますので、既にクエスチョン項目をつくってしまっていて、指で指すとか、いろいろ配慮していただければよいと思います。以上です。

○会長 具体的な提案をありがとうございます。今のお二方の御指摘について、まとめて御説明願えませんか。

○事務局 まず機器の関係で、拡大読書器、墨字のものを読み上げる機械ということで、実は拡大読書器については、先ほど申し上げたとおり各館にこれから配備していければという考えを持っているのですが、墨字のものを音声で読み上げるものが、実は担当とちょっと調べたのですが、イメージとしてはとてもよいのですが、実際に日本点字図書館とかに行くと機器を触ってみると、読み上げ精度がまだ非常に悪くて、ちょっとまだ現実的に難しいかなという印象を持ちました。

ただ、今後開発をしていく中で改善していければ、スペース的な問題も克服できると思

うのですが、まずはその音訳する精度をもう少し高めないといけないかなと。

i P h o n e で使えるソフトもあるのですが、そちらは割と精度がよい感じはするのですが、その点についても視覚障害者協会のほうで視覚障害者の方に聞くと、墨字を読み上げるものよりは、例えばデイジーになっているものとか、「サピエ」図書館とか、そういうものをよく使うと。

ですから、もう資料になっていて音声になっているものがあれば、もうデイジーで、視覚障害者の方は「サピエ」図書館をかなり使い慣れていますので、もうそちらからダウンロードするよというお話でした。

ただ、例えばこれから私もそうですが、だんだん高齢者で見えにくくなった方などは、音声で読み上げたほうがよいという方もいると思うのですが、そういう機械のものと音訳の精度の問題と、ちょっと使い勝手が、機械の中でストック、どうも音声読み上げをためる容量に限界があって、一々画面を読み込まないといけないという作業がかなり発生してしまっていて、そこら辺に課題はあるなという印象ではあります。

今後もそういうものは具体的に見ながら検討していきたいと思いますので、スペース的なものは、その機械に合わせて整備することは検討していけるとは思っておりますが、現状としてはそんなところではあります。

ですから、拡大読書器のほうは割と、もう実用的なレベルまで来ていますので、そちらのほうは進められるのではないかと考えております。

それから、聴覚障害者の方への誘導で、私も区役所に長く勤務しておりましたので、聴覚障害の同僚などもいて、その際に手話なども習ったことがあるのですが、やはり今、窓口で聴覚障害の方が来ると、職員がどうやって話をしたらよいのかというところからになってしまうのですね。

ですから、やはり研修などを通じて聴覚障害の方を理解する必要があると思います。聴覚障害の方は、確かに御指摘のとおり見た目は健常者と判断がなかなかつきませんので、そこはレファレンス等で受ける場合には、まず職員が理解し、手書きなどでこちらが落ち着いてあげれば、というところからいきたいなと思っております。

コミュニケーションボードなどの活用についても、そういう中で工夫できればと思っておりますので、導入できるものはしていきたいと思っております。

○会長 よろしいですか。今のような点が、やはりビジョンなり、この行動計画あたりに

反映していただけるとよろしいかと思えます。

それから、先ほど委員から御指摘があったように、同じような文言が重複して出てくるのは文章能力自体を問われてしまうので、もう少し違った表現で、具体的に取組項目を掲げていただく。

さらに言うと、この基本方針4、4ページに課題と、その下に3、行動計画を踏まえた今後の取組、委員、これもよろしいんですか、これも2と3のところ、上と下で見ると、ほとんど同じ文章が並んでいるだけです。私はこれも、課題に挙げておいて、3で課題に向けて頑張りますと言っているだけで、同じような問題があると感じました。

○委員 同感です。

○会長 これは課題を挙げたら、ちゃんとそれを解消するような、その課題を解決するような具体的な方向性を書くのが本来のビジョンの在り方だとは感じております。今、具体的に文章については、ここでは申し上げませんが、少し検討を要するのではないのでしょうか。

ということで、一応基本方針4については、ここまでとします。次回これに対して事務局というか図書館のほうで何らかの修正が出てまいりますので、それでお確かめいただきたいと思えます。

まずは先に進みます。基本方針5がデジタル・トランスフォーメーションということで、ここらあたりに関心をお持ちの方もいらっしゃると思えますので、早速基本方針5の説明をお願いいたします。

○事務局 基本方針5の説明に入りますが、1点だけ、すみません、副会長ですが、体調がどうしても優れないということで、先ほど退席させていただきますということでございました。

では、資料2、7から12ページになります。まず7ページ、基本方針5です。施策の方向性(1)非来館型図書館サービスの充実、取組項目としては②図書館サービスを利用するためのアプリ等の検討、こちらが今回、追加したところです。行動計画としては、アプリ等の導入についての5年間の計画でございます。

次に取組項目③非来館型図書館サービスの取組で、こちらに関しては行動計画として、

図書館ブックボックスを導入するという記載をしております。

次、施策の方向性(2)図書館利用の利便性の向上に関しては、取組項目として①貸出・返却の利便性向上ということで8ページに移ります。行動計画については、予約資料セルフ貸出機の導入検討やI Cタグの運用を記載しております。

具体的には参考資料9ページで、まず御説明します。アプリの検討に関してですが、現状としては、図書館ホームページの利用者バーコード表示機能を追加し、カードと同様に使用できるようにしていく予定である。この図書館アプリについては、区民ニーズを把握するために、利用者アンケートの質問を、毎年やっている今年度の利用者アンケートに掲載したところでは、

課題としては、23区では導入している自治体はないようで、図書館システムとの連携を前提とするのか、図書館アプリは単独で利用して、データ連携のみするのかなど検討する必要があり、図書館システムと連携させる場合、プログラムの改修作業等が発生すると。

今後の方向性については、まず、アプリ開発における機能要件の検討と、開発事業者の選定プロポーザルを行っていく予定で、令和8年度にはアプリの開発・運用を実施していく予定であるということです。

続いて10ページに移ります。非来館型図書館サービス、ブックボックスについてです。取組の現状としては、図書館の開館時間での利用ができなかったような方などを対象に、予約資料を受け取れる宅配ボックス型のボックスを小田急線の下北沢駅の構内に設置して運用を開始しています。

利用方法についてはこちらに記載のとおりで、資料の予約をして、資料をそこに、図書館カウンター下北沢の職員が入れに行き、また、期限が過ぎたものは回収すると。予約ができた場合はメールが届いて、バーコードをかざせば、4日間保管してあるので、予約資料を受け取ることができ、読み終わったものは図書館のポストや窓口に返却するというものでございます。

利用者アンケートを9月に実施したということで、利用実績としては下に投函件数、それから冊数、貸出件数、冊数、また投函待ちをした方の件数と冊数を記載しております。

利用者アンケートの結果については抜粋を掲載しておりますが、基本的には返却ボックスの設置要望が多かったようですが、全体としては大変好意的な意見が寄せられていたという状況でございます。

続いて11ページに移りまして、課題としては、常に投函待ちになっている方がいるよう

で、今後、設置場所の拡大を検討する必要がある。また、利便性の高い駅以外に、公共施設など図書館が近くにないような地域への設置も含めて、利用者ニーズを含め把握しておく必要があると。返却ボックスの設置要望が多いという課題と、ウェブ上の予約状況表示と実際のブックボックスへの投入のタイミングが合っていない、タイムラグがあるということが課題です。

今後の方向性については、事業拡大する上で、運用手法とか立地条件などをいろいろ整理して整備の方針や計画をつくって検討していきたいと。返却ボックスの設置についても、当然、調整を進めていくというところと、ウェブ上の投函とのタイムラグについては、システムの改善を図って運用面でも整理をしていきたいというものでございます。

続いて12ページでございます。予約資料のセルフ貸出しとICタグの運用についてですが、取組の現状としては、セルフ貸出しについては、改築後の梅丘図書館で区立図書館初の予約図書を受け取るコーナーを設けるため、予約資料をセルフで貸出しできるような仕様の調整などを行っています。予約照会機で手続を行った後、棚に置いてあるものを受け取って、自動貸出機で貸出し手続を行う内容でございます。

ICタグについては、平成30年度から各館に配備してきましたが、この梅丘図書館で最後、全部貼り終わりますので、それによって、自動貸出機での貸出しの利便性が一気に向上するという状況でございます。

課題については、セルフ貸出しについては、やはり慣れるまで混乱が生じる可能性がある、電波干渉の影響などの問題がある。

ICタグに関しては、IC機器の賃貸借の更新などもあつたりするので、今後、梅丘図書館に貼って全部貼られるのですが、機器の設置を今後も進めていく必要がある。

今後の方向性については、予約図書コーナーにはしっかり職員を配置するなど、案内できるようにし、電波干渉なども踏まえて調整をしていく。ICタグについては、IC機器の関連の更新とともに、全館にICタグ運用がつくので、そういう運用を進めていくというところでございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。この基本方針5に関していかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、これはこの5年間で、数値の目標のようなものは掲げられないのですか。さっきICタグであれば、蔵書のうちの何%ぐらいをこの年までとかという具体的な目標は、こ

れは先ほどの、例えば障害者サービスの場合の機器類の設置ではなかなか数値目標設定が難しいかと思うのですが、基本方針5については、項目によっては可能ではないかと思うのです。いかがでしょうか。

○事務局 数値目標については、例えばICタグについては、基本的には全部の資料に、新しく入っているものを含めて、貼って入れていくというようなことになっていますので、平たく言ってしまえば、多分ほぼ100%近いような形で導入していくような形になります。

○会長 でも、それは年度によって違うのではないですか。ある年度にいきなり100%にはならないように……。

○事務局 そうですね。

○会長 だから、そのような数値目標を掲げてもらったほうが、毎年毎年、我々も点検がしやすいという意味です。だから、いずれは100%になるのかもしれませんが、この第3次図書館ビジョンの中では、年を追ってこれぐらいというようなものがあつたほうが、我々点検、評価、検証をする立場としてはやりやすいということになります。今後ちょっと御検討いただければと思います。

基本方針5に関して、何かほかでいかがでしょうか。

○委員 ②のアプリ等の検討ですが、結局このアプリで何が便利になるのかがよく分からず、バーコードを表示する以外のことは、今ウェブサイトでもできるかなという感じですが、そちらを教えていただきたいです。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 まずは、今バーコードを表示させるものについては、一応先行でやる予定ですが、それ以外の部分については、確かにウェブでできるものもあるでしょうし、あと、アプリだと、例えばウェブ上だと、サイトを選んで、そこからメニューに飛んでという手順

が幾つかあると思うのですが、アプリになると、通常だとワンクリックで、例えばそういう希望されるものが出てきて、できるようになるとかということがあるのですが、まだ具体的にどういうものにするかは、先ほども話がありましたが、今、図書館ニーズ調査で区民の方に、「図書館アプリにどういう機能があったらいいですか」みたいな形で一応取っています。どのような形か意向を聞いていますので、そういうものを踏まえながら、一応、今後どのようなものにするかは、来年度、具体的に検討していくような形になりますので、今考えている図書館アプリはこういうものかというものは、まだ今の段階では検討中という形になります。

○会長 そういうことなんです、よろしいですか。まだ何かあまり具体的ではないのですが、委員どうぞ、ありませんか。

では、ちょっと私から。これは今、この図書館アプリについてアンケートをやっていると言われましたよね。ということは、そのアンケートの中で選択肢、つまり、「こういう機能がいいですか、こういう機能は便利ですか」と多分聞いているはずなのですが、どんな選択肢が用意されているのでしょうか。

○事務局 選択肢については9個、その他を入れて10個ですが、1つ目は、共通利用カードのバーコードを表示する機能、これはこれからという話ですが、2つ目として、貸出し中、予約中の資料を確認できる機能。

それから返却期限が分かる機能、今は返還期限は、レシートと言って紙を出しているのですが、例えばこれで見られれば、そのレシートが要らなくなるというような視点です。

4番目が、お気に入りの資料を登録・照会する機能。

5番目が、読書記録を照会する機能。

6番目が、メールアドレスの登録とかパスワードを変更する機能。

7番目が、利用登録の更新申請をする機能。

8番目が、アプリを用いたお知らせ機能、これは新着図書のお知らせとか、返却期限のお知らせとか、資料受け取り可ですというような、どちらかという、今だとメールで送っているものを、例えばプッシュでお知らせすると。

それから9番目に、図書館アプリを使うつもりはないと。

最後はその他というような10個の質問を、一応、選択肢として出しています。

○会長 ありがとうございます。委員、今のを聞かれてどうですか。私は、それは図書館の今のウェブでマイページを見れば同じではないかという気がするのですが。

○委員 これは、では、やらない可能性もあるということですか。

○事務局 そこは、そのアンケートの結果、まだちょっと集計中なので、どういう意見が出るかは、正直言って何とも。もしかしたら便利だからという意見もあれば、要らないという意見も多分出てくるかと思うので、そこは正直なところ、今の段階では何とも言えませんが、そういうものを見ながら考えていければとは思っています。

○委員 図書館アプリというのを、まだ導入している自治体はないということなのですが、世田谷区で独自に開発をするということなのでしょう。私、目黒区の図書館を利用していて、スマホで自分の情報を見たりすると、ここにバーコードを表示と書いてありますが、表示できるんですね。それで貸出しができるかどうかは試したことがないのですが、取りあえずスマホ画面で、今、見ることはできます。それが1つです。

あと、図書館アプリの開発を独自でなさるということでしたら、開発費ですか、予算が必要かと思うのですが、そのあたりのことについて伺いたいということ。

あともう一つ、ちょっと外れるかもしれませんが、スポーツクラブで、具体的には、言ってよいのか分からないですが、コナミのスポーツクラブで、ホームページでも申込みできるのですが、そのアプリを使うと、先ほど、簡単に利用者情報まで行けるという話があったのですが、行けるようになっているのですね。

そして、入館のときのバーコードかな、それなども簡単にらせるということで、多分そのようなイメージかなと思っているんですね。

何かちょっと支離滅裂になったのですが、具体的には、その図書館アプリというものがちょっとイメージできなくて、開発費のことですとか、何かいろいろと疑問に思うことがありますので、そのあたりをすっきりと説明していただければと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。開発費と、やはり、どういうメリットがあるかだな。どうなんですか。

○事務局 費用については、いろいろ、先ほども委員がおっしゃったように、どのように
つくるかによって、本当に一からつくるとのことだと、やはりかなりお金がかかった
り、あと、今、基本の図書館システムがあるので、それと連携するというようなこともあ
るので、そういう場合に、例えばその新しいものと、今の図書館システムをどのように連
携させるか。その連携するときにも費用がかかるので、そこは正直なところ、その規模に
よって、すごくお金がかかる場合もありますし、例えば今、図書館システムを利用してい
るベンダーがあるのですが、そのベンダーのほうで、「今の図書館システムとうまくつな
がるような形でできます」ということであれば、一からつくることに比べたら、そんなに
費用がかからないというようなイメージではいますが、いずれにしても、おっしゃるとお
り、具体的に何をやるのが決まって、それに応じて開発の規模や作業の量などで、経費
の部分については変わってくるというところだと思います。

○会長 いやに不透明な要素が多いような気がしますね。それで区民の貴い税金が使われ
てよいのだろうか、これはちょっとほかの方はいかがでしょうか。あまりにも何か漠と
していて捉えどころがないですね。

そしてメリットというのは、最近よくファミレスとかドラッグストアでやっているもの
は、そのアプリをダウンロードすると料金が割引になるんですよね。この手のもので、す
ごく普及していくのだと思うんです。でも、図書館の場合は料金割引はないのだから、一
体それで利用者はそのアプリをダウンロードするインセンティブが働くのだろうかという
ことは、私は一消費者としてはすごく気になりますが、ほかの方、まあ、この問題にこだ
わる必要はありません、ほかの点も含めて、どうぞ。

○委員 ほぼ毎日、図書館のホームページを使っているのですが、ほぼ毎日、図書館で、
借りたりしているので、アプリがなくても、もうスマホのホーム画面に図書館のホームペ
ージを登録してあるので、そこにアクセスして、パスワードも何かスマホが覚えてくれて
いるので、顔認証に上げていけば自動でログオンができて、利用者のメニューを使えば、
そこで「1冊遅れています」と遅延資料数も出てくるし、全くアプリに……。

まあ、アプリにしてバーコードが出ると、私はこの間、下北沢のブックボックスを使っ
たのですが、借りるときに、一応このカードをぴぴっと当てて、それで出てくるので、ス

マホでもできればよいけれども、まあ、どうですかねと。アプリでお金をあまりかけなくても、これでぴぴっとやれば出てくるし、ホームページであれば、スマホの画面に入れておけば、今おっしゃっていたことは、別にそれで見れるような気がしますね。

そしてブックボックスは、アンケートにもあったと言っていたのですが、やはり松沢図書館とかは、もう本当に9時から5時で閉まってしまうので、借りに行くのが結構困難で、下北沢の駅は、もう始発の5時から夜1時までやっているの、これは自分の最寄りの駅にあつたら、私も図書館に行くよりは駅の方が近いので、使い勝手はよいのではないかなと。

ただその届くのは、やはり、予約すると普通1日とか2日で届くのですが、ブックボックスは結構、届くまでにかなり時間がかかっている印象なので、その辺はまだ今試作というかお試し段階なのだと思いますね。

あと、二子玉川に住んでいる子が、二子玉川は結構カウンターが遅くまで、9時まででしたか開いているので、やはりよく、仕事が遅い方も借りられるようなので、利便性を考えるならば、本を借りる機会を増やすならば、ブックボックスはすごく使いやすいとは思いますが、あまりみんなが使うと、そんなに数がないので、足りるのかなとかいうことはあるのですが、駅のデッドスペースが有効に使えて、図書館の本も皆さんに読まれるようになるのであれば、すごくよいシステムではないかと、マンションにある宅配ボックスと全く同じ、フルタイムロッカーということなので、「あっ、家にあるマンションのあれと同じの小さいバージョンなんだ」と思って使わせていただきました。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員 基本方針5の取組項目③の行動計画で、令和6、7、8年度と並んでいるところの書き方ですが、同じようなことが書いてあるので、面白くないような気がする、令和6年は、配置済みブックボックスですよね。このモデルの評価の実施と、事業拡大の可否を決めて、それからこれは11ページの3に書いてあることを言っているだけですが、令和7年度は配置計画の策定と順次配置の実施とかいうことを書いたほうが、同じことをまたこれもコピペになっているので、躍動感が出てよいような気がしますけれどもね。

それと、私は個人的にぜひともやってもらいたいと思うことは、その下にある(2)図書館利用の利便性の向上の最後に書いてある閲覧席の使用管理システムで、いつも中央図書

館に来ると、人気があって、使う椅子がないことが多いんですよ。それでむなしく帰っていくことが度々あるのですが、これが、どういうシステムにするのかはちょっと分かりませんが、センサーを椅子に貼り付けるのかどうかはちょっと知らないのですが、そうするととても助かります。

○会長 何かコメントはありますか。ちょっとこの行動計画の書き方については、この項目に限らないと思うのですね。何かもう少し具体的に年度ごとの目標があったほうが、また確かに令和8年なら8年で、そのときに見直しがあってよいと思うのですね。一回決めたらそのままということはないのですから、何かもう少し年度ごとの目標というのかな。それが、本来は数値目標が掲げられていて、それがどの程度達成できているのかによって、この運営協議会でも、来年度以降、点検がしやすくなると思います。

そのほかに、今、委員から御指摘が幾つかありましたが、それについて何かお答えがあればお願いします。特に今、最後の閲覧席の使用管理システムはどんなものか。

○事務局 今考えているものは、一応インターネットで予約をするというようなことを考えてはいるのですが、ここで気をつけなければいけないことは、全ての席をインターネットから予約するということだと、先ほどありましたが、インターネットに不慣れな方がいますので、ある程度そこはインターネット専用の席を何席で、直接現場に行って使える席が何席というような形を少し意識して考えていければと思っています。

○会長 別にこれはセンサーとかを使うのではなくて、多くの図書館で採用しているものは、多分、座席に番号をつけて何番の席が空いていると。その場合には多分1人何時間とか、時間制限を設けるのではないですか。

○事務局 そうですね。

○会長 普通2時間とかね。

○事務局 1時間とか。

○会長 1時間の時間制限を設けるのだと思います。そういう形で運用して、多くの方が公平に利用できるようにすることは、人気のある図書館では当然考えることですね。

○委員 このDXというところですが、今、小学校も中学校もiPadを持っているので、そことその貸出しシステムをリンクさせられると、もうちょっと子どもらは扱いやすくなるかなとちょっと思ったりもしました。

そういう意味での、今あるものを何かうまく使い回せるようなシステムを構築するほうが、なぜ必要か分からないアプリよりはいいかなと私は思ったです。もちろん学校ではない子もいるので、その人たち向けかもしれないですが、私は多分今あるホームページをもう少し見やすく、使いやすくするという方向のほうがよいかと思いました。

読みやすさ、見やすさに関しては、多分いろいろな世代の方のいろいろな意見があると思うので、それを取り入れるような仕組みをつくっていただけるとよいかなと思い、読み放題サービスというものを前回伺ったのですが、とても見にくい仕組みなので、あれはぜひ変えていただきたいと本当に思ったので、そういうところのヒアリングなどをいろいろやっていただけるとよいかなと思いました。

○会長 今の点はいかがですか。

○事務局 まず読み放題サービスについてですが、あちらは、もう本当にベンダーさんが提供されているものをそのままやらざるを得ないという面があるので、そういう使い勝手が悪いということについては、こちらからベンダーに、いろいろそういう意見があったと申し入れて、改善をしていただくように強く申入れをしていきたいと思っています。

○委員 ぜひやっていただきたいなと思いました。

○会長 ぜひお願いします。

今、委員からもあった、例えば学校で確かにGIGAスクール構想が進んで、子どもたちがタブレットを持っているのであれば、そこと連動させて、図書館のコンテンツや、あるいは公共図書館の本が予約できるとかという連携は、確かに考えてよさそうですが、そこはいかがでしょうか。

○事務局 今現在の状況ですが、図書館で配布している子ども向けのお薦めの本のブックリストを、直接 iPad から見られるシステムは今年度より始めました。また、将来的には、その使い勝手の悪い読み放題サービスも含めた電子書籍サービスなども iPad から直接見られるような仕組みを考えていきたいとは思っております。

○会長 ということですが、委員いかがですか。さっきのアプリよりも、何かそういう学校図書館や子どもたちの学校教育を支援できるようなソフトというのかな、それで iPad で活用できるようなもののほうが、必要性というか、あるいは利便性が高そうには思うのですが、何か学校側から御意見があればどうぞ。

○委員 そうですね、今も教育委員会などが進めてくださっているので、それはそれでお願いしたいなということと、アプリで言うと、区側のメリットはあるのですか、その経費がとか、そういうものがあるのであれば分かるような気もするのですが、どうですかね。

○会長 そうですね、ありがとうございます。例えばそれで人件費が大幅に節約できるとかということがあればね。まあ、今日は館長がいないから……。

○事務局 どの程度というところはあるかもしれないですが、例えば一応質問の中に利用登録の更新申請がアプリでできる。今はわざわざ図書館に行かないと更新ができないというところは、結構メリットとしてあるとか、更新登録だけではなくて、もう少し広く、例えば登録、そのカードを利用するときにアプリで申し込めばそれでオーケーですよみたいなこともできれば、そういう意味でのメリットはあるかなと思います……。

○会長 その場合、本人確認はどうやるのですか、マイナンバーカードですか。

○事務局 本人確認は、今、ほかの自治体で、例えばインターネットで登録を受け付ける場合には、専用の入力フォームとかがあるので、ちょっとアプリとは違うのですが、そういうものを活用して、マイナンバーカードなどを添付して本人確認をやっているところもあります。その辺をどのようにしていくかは、少し今後検討していくような形になるか

と思います。

○会長 この運営協議会としても、時々チェックするというか、よく確認していったほうがよさそうに思いますね。一方的に区側が突っ走るのではなくて、やはり皆さんの意見を聞きながら事を進めたほうが、今のお話を私が聞く限りでは、何だかそのメリットがよく見えてこないような気がいたしました。

この場でも今後、この基本方針5の進捗状況については確認していくことになりそうですので、我々としても注目していきたいと思います。

ほかにもうお一方ぐらい、基本方針5についていかがでしょうか。

○委員 まず、先ほどの4ともかぶるところで、音声読み上げ機能付きの電子図書です。私、前職は調査をする仕事で、ほかの方も、そういう方はいらっしゃると思いますが、多くの情報とか文書、記事などを大量に読まなければいけない仕事で、そうすると働き盛りでも、40代、50代でも、どんどん目がしょぼしょぼして、海外の同僚なども、新聞記事だったらもうアプリで読み上げてもらう、記事を読むのではなくてポッドキャストを聞くというようにどんどんなっています。ですから、恐らく障害者とか、ある程度限られた数の方だけではなくて、多くの方にとって、この音声化の促進は恩恵が非常に大きいと思います。よって、基本方針4と5の大きな柱の一つは、やはりこの既にデジタル化された文章を音声で聞くというサービスの拡大で、メインに据えるべきかなと思っています。

実はこの、基本方針4のところには数字が載っているのを私は見落としていて、ちょっと自分で昨日、今日の数字を見てみたところ、電子図書全体の中で、音声化されている電子図書の比率は足元では69.3%でした。さっき頂いた資料の4ページの上のほうに書いてある令和6年3月とか令和6年11月の段階では75.4%で、音声化されているものの比率が直近の割合と比べて5%ぐらい下がっているということがあったので、もしかしたらここに例えば数値目標のたがをある程度はめて、そこをウオッチしていくということは一つの手かなと。今ある7割を下回らないとか、どこかのタイムフレームで8割を目指すとかいう目標を入れてもよいかなと思います。

あとは、これも先ほどの基本方針4とも重なるところですが、図書館のウェブサイトでは支援が必要な方への案内のメニューをトップページにつくりましたというような話ですが、これは一番下のほうにあるんですよ。そういう方がどうやってホームページを見る

か、いきなり検索ワードを入れて、下にぼんと飛ぶかは分からないですが、ウェブサイトも読み上げで対応していますと書いてあったので、そうすると全部読み上げて、最後の最後に出てくるので、あれだとちょっと遠回りになってしまいます。目が見える人は「あっ、ここだな」とすぐ飛べますが、音声だと待たなければいけないので、やはり支援が必要な方のメニューと、電子図書のメニューが両方とも一番下のほうなので、これをトップに、上のほうに持ってくるほうがよいと思います。

電子図書サイトへは数か月前までトップページから2段階、2回飛ばなければいけなかったものが、今はストレートで飛ぶようになっていますが、まだトップページの下なので、上のほうに持ってきていただいたほうがよいかと思います。

あとはアプリのところですが、まずその前にバーコードの表示ですね。これは便利なので進めていただいたらよいかと思うのですが、1つ懸念としてはコピー対策で、今のラミネートのあれは、なかなかコピーすることは難しいですが、これは画像ファイルを送ってしまえばすぐできてしまうと思うので、そういう悪用をする方がどれぐらいいるか分からないですが、それはむしろ現場の方のほうが肌感覚をお持ちだと思うのですが、圧倒的にコピーが簡単になってしまうので、使い回されてしまう可能性もないことはないと思うので、そこが1つ懸念かなと思いました。

あとは、そのアプリの検討に関してアンケートをお取りなわけですが、これは先ほどのように「こんな機能があったらどうですか」と一個一個聞いていくと、多くの方は、「あっ、便利、便利」、「あるといいな」となると思うのですが、その利用者の方が御存じないのはコストのほうですよ。ベネフィットは分かるけれども、コストを分かっているのは皆さんなので、利用者は欲しいと思うんですよ。システム屋さんも当然やりたい。そこは、でも、最終的にはコストとの兼ね合いなので、やはりそこは、こういう会議とか、運営側の方が、ちょっとそろばんをはじくところかなと。

もし一言付言するとすれば、これは民間でも最近よく言われていることかなと思うのですが、基本的にはアプリはもう小ぶりで小回りの利くものをさつつくる。そして既存のシステムとの大きな連携とかを考えて、コストがわあっと上がったり、後でバグ潰しに時間がかかったりということはなるべく避けて、独立したものをつくって、データ連携を部分部分でやっていくことのほうが、もしかしたらよいのかなと、ここは専門外なのであれですが、そう思いました。

あと最後に、非来館のことに関しては、ここも先ほどのお話ではないですが、各年度の

行動計画があまり変化のない形になっているので、一つアイデアとしては、最初は公共の場で始めて、3年目、4年目には、もうちょっと裾野を広げて、例えば営業時間の長いコンビニとか、滞留時間のとても長い調剤薬局とか、分からないですが、もうちょっと非公共のところで、何かと集まる方の特性とか、あるいは時間帯の偏りとか、いろいろなバラエティーを加えることで、より全体の利便性が上がるような組合せを、先々のほうに入れていってもよいかと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。いろいろと御指摘がありましたが、今の点について図書館側から何か補足があればお願いします。

○事務局 バーコードのコピー対策ということで、これは我々も意識しておりまして、今はちょっと資料がないからあれですが、バーコードの表示の上に秒で動く時間を表示させる予定です。なので、スクリーンショットだと時間はそのままですが、ちゃんとした画面だと、秒がもう動いているので、それで見分けをするということと、もう一つ時間の上に世田谷区立図書館という、バナーというか、表示があるのですが、それも時間によって、一瞬消えて、ぱっと現れるというような2段階で、一応そういう対策を今考えているところです。

○会長 そういうことですが、むしろ委員、これはさっきの話で世田谷区が23区で最初に開発すると。私は確かにそのコストは、もう少し様子を見てもよいのではないかという気がするんですよ。今話を聞いていると、すごく斬新なことができるというわけでもないもので、どうなのかな、そこにわざわざ、その開発のコストをかけてまでやる必要があるのかどうか。これは23区のパイオニアを世田谷が担って、図書館アプリを初めて導入というところまでやる必要があるのかどうか、よく私には見えませんでした。そこらあたり、委員、いかがですか。

○委員 基本的には私も同じでございます。機能的には、先ほどおっしゃったカードの更新ですか、この機能も、ウェブサイトに載せようと思えば載せられるのかなとは思っています。アプリとして独立することで整理はされるので、付加価値がないことはないと思うのですが、やはりここはあくまでも費用対効果という話だと思います。

○会長 ありがとうございます。今日は館長が欠席ですが、このような議論があったということは、ぜひ館長にもお伝えいただきたいと思いますね。私も基本的にはメリットがいまひとつよく見えないので、コスパがよいのかどうかよく分からないんですよ。それだけの開発費用をかけてまでやる意義があるのかどうか、もう少し具体的に、図書館側が説明責任を果たして、これだけのメリットがあるのだ、これだけコストをかける意味があるよということでしたら、多くの方が納得できるのですが、今日の時点では何とも言えないというところが当面の結論ということになります。

次の基本方針6に移るのですが、その前に、どなたも御指摘にならないので、私から1点だけ。7ページ、基本方針5の取組項目③、真ん中にあるのですが、非来館型図書館サービスの中で、一番下に、改正著作権法に基づいた文献複写物を送信するサービスの実施を検討しますと書いてあります。これは多分公立図書館、都道府県を除いて、市区町村立で、まだどこもやっていないと思うのです。これを世田谷区でやる意味、それから、これをやると、御存じのように補償金がかかってくるのです。特に、これは個人に送るわけですよ。非来館、図書館に行かなくていいんですよ、自宅に送信するんですよ。これは当然補償金がかかるのですが、それは承知の上でこのサービス、世田谷区が、多分日本で一番早いか、5本の指に入るぐらいだと思うのですが、これは前向きに検討されているわけですか、補償金支払いの問題を含めて。

○事務局 改正著作権法に基づいた送信サービスですね。先日、特定図書館の登録も始まりましたが、今のところまだ世田谷区立図書館としては具体的に動きは進んでおりませんで、あくまで検討中になっております。まだ今後のことですが、恐らく一般流通している通常の著作物を世田谷区としてやるかどうかは、かなり議論の余地があると思うのですが、例えば世田谷区にしかない地域資料とか行政資料などについては、やる価値がかなりあると思いますので、そういう面を中心に今後検討を進めたいと思っております。

○会長 私も個人的にはそうだと思うんです。ただ、今の立てつけでは、それも補償金を払うんですよ。それが私はちょっと疑問で、おっしゃるとおりで、世田谷区の行政資料とか世田谷区が著作権を持っているものは、私は補償金を払う必要はないと思うのですが、そこはクリアできていますか。

○事務局 そうですね、かなり疑問な面が多い制度ですので、実際にもしそういう制度をつくって、利用者に補償金を払ってくださと言われて、納得されるかどうかという、かなり疑問な面もありますので、そういう部分も含めて、今後検討を続けていきたいと思えます。

○会長 それでよいと思えます。ただ、そういうこともいずれできるということ、皆さんが御自宅にいて、いわゆる従来のコピーサービスが自宅で受け取れるということですね。多分メールにPDFのようなものが添付されて送られてくるという形式になると思えます。そんなこともちょっと、未来予測になりますが、触れておきたいと思えます。

それでは最後、基本方針6、専門性と効率性を両立した運営体制についての説明をお願いいたします。

○事務局 13ページから18ページ、基本方針6でございます。13ページ、施策の方向性(1)図書館運営に関する高い専門性の確保、取組項目としては、①職員に必要な専門知識とスキルの向上ということで、職員研修について行動計画に掲げております。

もう一つは施策の方向性(2)効率的効果的な図書館運営の在り方ということで、取組項目としては②直営及び民間活用それぞれの特色を踏まえた施設ごとの管理運営方式の検討となっております。

こちらについては14ページ、行動計画に管理運営方式の検討と載せております。

具体的には15ページに移ります。研修の部分で、現状としては外部研修を中心に主なものということで掲載しました。司書講習や司書資格を取るための講習や、新任図書館長研修やレファレンス研修、また児童図書館専門研修、また16ページにも障害者サービス担当職員向けの研修や、先ほど出てきたようなサピエの研修会も記載しております。

また、内部研修についても、選書、レファレンス等はじめ、やっておりますので、そういうところを記載しております。

2の課題ですが、通常業務の中では、地域図書館の職員が出席しにくい傾向があると。また、必要な層に必要な研修が行き届いているのか検証が必要だと。司書講習についても、職層や経験年数に合わせて計画的に選出する必要があるということで、取組の方向性としても、専門能力の獲得に向けた研修の計画的な実施、外部研修を特に実施し、地域図

書館の職員も参加できるようにしていきたいと。また、司書資格取得後は企画立案や地域活動の支援など取組に関われるよう、人材配置等を含めて計画的に選出して取り組んでいくと記載しております。

続いて17ページ、こちらは直営及び民間活用それぞれの特色を踏まえた施設ごとの管理運営方式の検討で、図書館ビジョンに基づいて、区立図書館では、直営というのは区の職員が直接運営をしているもの、委託や指定管理による民間活用ということで計画的に進めてきております。

時間もありますので、記載の内容は割愛しますが、一応こちらに直営、指定管理、委託等のそれぞれのこれまでの経緯を記載しております。

また、令和2年度には図書館運営体制あり方検討委員会で民間活用による運営体制の方向性や今後の取組案などを検討しましたと。取組案については抜粋で記載していますが、①中央図書館は直営とするべき、マネジメント機能の強化も必要だ。②地域図書館は、直営が原則と考えるが、自由度の高い図書館サービスの充実を図る必要がある場合は指定管理の導入も選択肢として検討することが考えられるとなっております。

民間活用については、このあり方検討の報告書を踏まえて経堂図書館に加えて、下馬図書館、烏山図書館に指定管理を導入し、令和8年2月からは梅丘図書館に導入する予定である。

また、第3次図書館ビジョンでは、本運営協議会における意見や区としての評価等を踏まえて施設ごとの機能を整理・検討し、図書館全体の管理運営方針を定める予定ですと。

課題としては、直営や指定管理等の民間活用における労働環境など、それぞれのメリット・デメリットをしっかりと把握する必要がある。また、図書館それぞれの地域や特色、利用者ニーズなどをしっかりと分析・評価した上で、管理運営方針を検討する必要がある。

18ページに移って、運営方式ごとの課題としては、直営館については、司書資格者や専門能力の高い職員が定期的に異動してしまったり、高齢で退職してしまったりということが増え、専門性の高い人材の確保が必要。行政職員としての経験や人脈などを通じて、地域との安定的な関係性を行政職員として連携していける直営ならではのメリットもあるだろうと。図書館専門職員ではないので知識・ノウハウの蓄積が難しいというデメリットもあると。効果的な人材育成・配置、運営方針を今後も作成していく必要がある。

民間活用に関しては、主には指定管理ですが、新たなサービス、イベント等をやっているのですが、事例共有や他館との連携・協働などが課題であると。図書館全体として専門

的なノウハウを蓄積する仕組みづくりが必要だろうと。

また、人件費が高騰したり人材の取り合いという人手不足もあるので、労働環境の整備が課題となると。サービス全体の長期的な視点から、安定的に確保する体制が必要だろうとなっております。

今後の方向性については、直営や民間活用の課題を把握・分析し、しっかりメリット・デメリットを整理して、区としての評価のほか、指定管理者選定委員会の指定管理館3館の評価や、この図書館運営協議会で行う各館の評価・検証における皆さんの意見等も踏まえ、運営評価を実施していく。

また、直営、指定管理・委託といった、どれが優れているという比較ではなく、それぞれの管理運営方式がメリットを發揮しながら、長期的に連携・協力していけるよう、図書館サービス全体の向上につなげていけるように管理運営方針を検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○会長 この基本方針6、ちょっと今までとはレベルが違うというか、フェーズが違う話なのですが、これに関してはいかがでしょうか。運営体制の話になります。

○委員 私からは施策の方向性(1)、また①職員に必要な専門知識とスキルの向上についてちょっとお話しできたらと思っております。

私は、世田谷区の世田谷文学館という、図書館と同じような施設で勤務しておりますので、そのような視点からの考えになると思いますが、恐らく、このスキルの向上というのは、イコール、ソフトの向上だと思っています。職員自体のスキルアップによるソフトの向上、それは蔵書の質を上げることに直結することだと思っています。まずはそれを前提として、すでに研修を図書館さんも多くされていらっしゃるのですが、これに加えて私から、同じような地域の施設として申し上げられることは、世田谷らしい地域性について研修する機関として、ぜひとも私どものような世田谷区の施設を大いに使っていただいて、連携を強めていくということも大きな力になるのではないかと考えます。

例えば文学館で申しますと、学芸員として勤務していますが、司書職の経験者も多いです。そういうところで情報交換もできますし、お互いに派遣し合うとか、研修をし合うとかいうことも十分考えられるかなと思います。

また、文学館は現役作家さんといっしょに企画など作るなどの交流も多く、中には、図

書館運営に興味のある作家さんもいらっしゃいますし、そういうつながりも使っていたければと思います。ここに盛り込むような内容でもないかと思いますが、ちょっとお心に留めておいていただきたいなと思ひまして申し上げました。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。確かにそういう職員交流のような、あるいは長期、短期でもよいと思うのですが、そんなことも考えられるかと思いますが、今の御指摘について何か図書館側から対応があればお聞かせください。

○事務局 今、研修ということで、このように述べているところですが、おっしゃるとおり区の中で、文学館や美術館もそうだと思いますが、いろいろお互いに高め合っていければと思いますので、研修としてここに載せるということではございませんが、そういうことも今後、検討の中に加えていきたいと思ひました。

○会長 よろしいですか。確かに短期の研修とかで、文学館がどんなことやっていて、どんな資料を持っているのか、あるいは美術館とか、ほかにもそういう施設はあるわけで、そことの短期的、長期的な人事交流は考えられそうに思ひます。ぜひ御検討いただいて、場合によってはこの基本方針6に何らかの形で盛り込めるとよいと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。

○委員 幾つかあるのですが、まず最初で、専門的な知識とスキルの向上のところ、年度のところ、またコピペが結構あるところ、そこと併せて、取組の現状というところでの人数が出ています。

そして、最初の司書講習の、区の職員に対しての人数での割合が出ているのですが、これは現段階で図書館運営に関わっていらっしゃる職員数ということでよろしいですか。

○会長 そうだと思います。

○委員 その149名、150名というのは、今その地域館、中央図書館で働いている方の比率で、今現在、司書の資格を持っている方が半分以下という感じでしょうか。

○事務局 はい、そうです。

○委員 分かりました。もう一つは、この司書研修、すみません、私も少し司書をかじったものですから、1年間すごく頑張った記憶があるのですが、これは司書講習に限ってですが、どれぐらいの期間で講習を終えられるものになっているのでしょうか。

○会長 これは夏季講習と通年の講習とあって、夏季講習だと、多分1か月半か2か月ぐらいだと思いますが、どうですか。

○事務局 夏季講習のほうでおおむね3か月ぐらいです。

○委員 ありがとうございます。もう一つは、これはちょっとピンポイントになるのですが、同じバリアフリー研究会特別研修は、ここに書いてある伊藤忠の2024年度の講習だったと思うのですが、4名と書いてあるのですが、これはまだ2026年の3月まで聞ける講習ですよ。ちょっと一部割愛されるのですが、全部を受けるのだったら確かに3時間ぐらいの講習だったと思うのですが、制限なくという言い方は変ですが、たしかこれは申し込めば聞ける講習だったはずですし、今もフリーで見られる素材としてあるので、私も見たのですが、もう少し広く浅くでもよいので、お知らせして、なるべくこういう——サピエは18名もいらっしゃるのですが、何かこれはすごく、「あれ、1桁だ」とかちょっと思ったので、確かにちょっとオンタイムで見るとは、でも、それでも1か月、2か月期間があったはずなので、その受けやすいものはどんどん受けていただけると、私はいいかなとちょっと思ったところもあります。

あと、続けてこの最後、16ページの下ですが、ちょっと引っかけたところとして、方向性の最後の司書の研修についての部分で、多分以前からすごくよく話に出ていることはレファレンスに関しての部分だったかと私は思っていて、そこが、レファレンスの充実が触れられていなかったことが、司書だから当たり前と言ってしまえばそれきりですが、でも、多分講習を受けたばかりの方で一番難しいものは、このレファレンスの部分かと思うので、できればそこもここに書き加えていただけると、世田谷区としての姿勢がもう少しはっきり出るかなと思いました。ちょっとイベントに偏り過ぎているかなと。

○会長 15ページにレファレンス研修の受講者の人数が……。

○委員 人数ではなくて、そのレファレンスに対することが、その司書講習のところの研修について、取得後は事業の企画立案、地域活動の支援、様々な取組と書いてあるのですが、ここにちゃんとレファレンスの充実というか、そちらも触れておいていただきたいなと思ったので、できれば入れていただきたいと思いました。

その司書を取る理由というか、司書講習を受ける理由は、多分、私はちょっとそのレファレンス、選書もそうですが、その本道というか王道というか、本筋のところをできれば触れておいていただきたいということがあったので、そちらを今申し上げた感じです。

○会長 だって、前のページにちゃんとレファレンス研修を受けているというのが出てくるわけだから……。

○委員 方向性なので、レファレンスの充実を入れていただかないと、何かちょっと意味合いが変わってきてしまうようなニュアンスを私は受けたので……。

○会長 申し訳ない、日本図書館協会「中堅職員ステップアップ研修」とかは、レファレンスだけを目的にした研修ではありません。だから、レファレンス研修については15ページの真ん中に、ちゃんとレファレンス研修が2つ挙がっていて、これを受けているわけだから、あえてここでは書かなくていいのではないかというのが私の理解ですが、違うのですか。むしろ図書館側が、いや、今の委員の指摘のとおりだと言うのだったら、それでも結構ですが。

○事務局 司書派遣研修の後についてですが、おっしゃるとおりレファレンスはもちろんというところで、記載はしておりません。逆にこういう視点も加えて大切なのではないかということで書いておりますが、記載したほうがよいということでしょうか。

○事務局 すみません、こちらのほうにも総合的な研修ということで、あえて書いていないという部分があると思うのですが、レファレンス研修については来年度以降、ちょっといろいろ強化のほうも考えておまして、例えばネット情報を使ったレファレンスとか、

レファレンスインタビューの充実とか、そういう内部研修のほうを充実させていきたいと思っております。

○会長 そのことは16ページの真ん中辺りに書かれているんです。ここにはレファレンスと入っていますが、委員、よろしいですか。そして、一番下は中堅職員ステップアップ研修とか、国立教育政策研究所、これは上野の図書館司書専門講座、これはすごく充実しているんですよ。これはレファレンスに特化した研修ではないので、ここには書かれていないという今の御説明だと思います。よろしいですか。

○委員 なので、そういうもろもろの研修を受けた上での方向性を入れていただきたいというだけなので、それはあくまでも内部で、中身を御存じの方が受け取るものであって、これを全く知らない、普通の人がこの資料を見たときに、そこに気づくかどうかということとは、また分からないと私は思ったのです。

○会長 レファレンスだけを書く意味がよくわかりません。そうだとしたら児童サービスもそうだし、先ほどの障害者サービスだって、みんな書かなければいけないことになります。

○委員 まあ、そのほうが分かるのであれば、書いたほうが良いと思います。

あと、続きをいいですか。もう1個、私がいまいち文脈が何となく分からないものが、17ページの「民間活用については」のところですが、これはあり方検討委員会の報告を踏まえ、経堂図書館のほか、下馬、烏山を指定管理に移行と書いてあるのですが、時系列的には違いますよね、もう経堂は決まっていたよね、あり方をやっている最中に。なので、これはちょっと文言の書き方が、私はおかしいなと思います。

そして、下馬、烏山が決まった経緯も、あり方検討委員会の報告を受けて、これ、会長がまさにそのときにやったのですが、報告を受けてこの2館は決まったのですか。

○会長 確かに経堂図書館はもっと前にこれを入れるべきで、文章の順番がちょっと違いますね。

○委員　そうですね、なので、あり方検討が出たから、いかにも指定になった的な、私は、受け取り方をしたので、ちょっとおかしいなと思いましたし、梅丘に関しても、結局、指定管理がどうだったかという結論も、何かあったような、なかったような、少なくともここでは、管理体制に関しては何ら、何かしらの話はしていなかったのですが、梅丘もそこに含まれているので、ちょっとこの書き方が、私は、おかしいのではないかなと思いました。

○会長　それはそのとおりだと思います。

○委員　そして、最後ですが、司書の資格を持つ職員が異動なり減ったというのは、世田谷の区政の問題だったと思うので、直営館のところで、退職者が増えて、より専門性の高い人材の確保が必要であるというのは、それを補填してこなかったわけなんですよ。要するに、退職はもう分かっているはずで、司書の資格を持っている方を雇わなくなって、人がいなくなっていることは、それは分かっていたはずだったので、何か人ごとのように書いてあるのが、ちょっとどうなのかなということがまず1点です。

その後の、直営館だとサービスの知識・ノウハウが蓄積しづらいというのがデメリットである、そして、民間活用のほうの指定管理のところの2行目にある、専門的な知識やノウハウを蓄積する仕組みづくりが必要である、これは両方とも同じことを言っていないか。結局、人が入れ替わればなくなってしまうノウハウは、どちらもおかしい話であって、何かそのニュアンスとしては、どちらかという、直営だと蓄積ができないけれども、民間だったらその仕組みづくりをするという、本当にその文節のところを取り除いただけの感覚ですが、何となく何かおかしいなと思ったので、もう少し分かりやすく、それぞれの違いを書き出していただけるといいかなと私は思いました。

あと、その評価の部分も、最後にあるのですが、これ、評価は、ちょっと13ページに戻るので、指定管理者選定委員会による評価を実施するというのは、それぞれの指定館の管理者を決めた人たちが、委員会が評価するのですか。

○事務局　基本的にはそういうことになります。

○委員　第三者ではなく、選んだ方たちが評価をする。

○事務局 選んだ方たちも第三者という考え方であるとは思っております。

○委員 選定委員の方たちが、自分たちが選定した委託の企業の評価をするということですか。

○事務局 区のガイドラインの枠組みが、一応そうっておりますので、それが原則だと思っています。ただ、委員の方も引き受けていただけるかどうか分かりませんので、全員かどうか分かりませんが、考え方はそういうことです。

○会長 まあ、そういうことですね。だから、選んだ理由どおりにきちんと指定管理事業者がやっているかどうかを点検、評価するということになります。よろしいですか。

○委員 そうすると、ここの検証、評価というのはどういう形になるのですか。

○会長 それはここに書いてあるとおりですよ。13ページの上のほうにも、図書館運営協議会におけるサービスの評価・検証、当然この運営協議会は、区立図書館のサービス全体をやるわけで、指定管理館だけを特に取り上げるわけではない。全体の評価、点検をやるということになります。

この基本方針6には、読んでいただくと分かるとおり、当運営協議会の位置づけがかなり明確に、何か所かに出てまいります。こういうことをここの場でやっていき、指定管理については、選定をした委員会のほうで別途、令和7年度にやるようです。ということになりますね。

○事務局 おっしゃるとおりです。ですので、指定管理のほうでの評価、指定管理選定委員会での評価、こちらの協議会の中での、指定管理も含めての全館の評価、そういったものを全て含めて、区のほうで評価をして、分析・評価をして、その上で、また運営方針をつくっていきたいと考えております。

○委員 少し昔話になるのですが、経堂の評価は選定委員の方がされていたのですか。

○事務局 はい、経堂の評価も、選定委員の方にもしていただきました。

○委員 前回の評価は、それだったということですか。

○事務局 そうですね、2年目と4年目に評価をしておりますが、4年目のときの評価はそういう形でやらせていただきました。

○会長 すみません、ちょっと時間を過ぎてしまいましたので、この基本方針6に関しては、次回、今の発言を取り込んだ形で一部修正が出てくると思います。

私からは、これだけ研修を、職員の方がいろいろ受けたら、これはつまり職員にとってはインプットなんです。インプットはすごくやるのだけれども、その成果をアウトプットとして出していただかなければ意味がないんですよ。受講しました、勉強になりました、それがあしたからの仕事に反映されないと、本来は意味がありません。

そういう意味で、私は、研修を受けたら、その見える化を図ると。その一つのやり方が、これは前に委員からも御指摘があったのですが、全国組織である公益社団法人日本図書館協会では、そういう司書を認定する制度をつくっているわけですよ。

分かりやすいのは医療の世界で、看護師も、認定看護師と言って、看護師としての実績があって、それなりの研修を受けた人たちを、看護協会が認定する仕組みです。

同じように図書館の世界でも、そういう認定司書という制度がありますので、ぜひ世田谷区で、これだけ司書資格を取り、研さんを積んだのであれば、その見える化を図っていただきたい。これは私からのお願いです。

今のところ世田谷区には、その認定司書の方はお1人ですか。

○事務局 1人です。

○会長 1人だけいらっしゃるんですよ。それがもっと多く認定されるようにならないとおかしいはずだとは感じています。ぜひそういうことも併せて御検討いただければと思います。

申し訳ございません。ちょっと時間をオーバーしてしまいました。次回が第4回目で、

この基本方針1から6ですね、前回から検討した1から6について、皆様からの意見を基に、確認・意見シートが出てくるはずです。事務局で取組の方向性を検討し、作成した上で、この場で改めて御確認いただくことになります。

今日はもう時間になりましたので、今日の会議はこれで終わりますが、前回に引き続き大変密度濃い議論が皆様の発言によってできたと思います。第4回でも、これらをまた改めて確認するという意味で、今日ちょっと副会長は途中で退席されましたが、皆さん御出席の上、御検討いただきたいと思います。

次回第4回は3月26日の18時30分、会場は同じ、こちらのぎんがになります。3月26日ですので、万障お繰り合わせの上、御出席いただきたいと思います。

あと、事務局のほうで何かありますか。

○事務局 大丈夫でございます。次回、ぜひよろしく願いいたします。

○会長 ということですので、これで第3回の図書館運営協議会を終わらせていただきます。皆さん、御出席どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後8時36分閉会